

上越市ガス水道局公共工事低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、総合評価落札方式による建設工事の入札において低入札価格調査制度を用いる場合における必要な事項について定めるものとする。

(低入札価格調査基準)

第2条 低入札価格調査制度を適用する請負契約で、評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、契約ごとに第3条に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(基準の算定等について)

第3条 入札書等比較調査基準価格は次の算定式のとおりとする。

$$\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} \times 90/100 + \text{現場管理費} \times 90/100 + \text{一般管理費等} \times 68/100 \\ = \text{入札書等比較調査基準価格（1万円未満切り上げ）}$$

ただし、入札書等比較調査基準価格が入札書等比較予定価格に92/100を乗じて得た額を上回る場合にあっては、入札書等比較予定価格に92/100を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）、入札書等比較予定価格に75/100を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書等比較予定価格に75/100を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とする。

2 調査基準価格は、前項の算定式に消費税等相当額を加算した額とする。

(予定価格書への調査基準価格の記載)

第4条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(低入札価格調査)

第5条 低入札価格調査は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査する。

2 前項の調査に当たり、落札候補者の入札額が次に定める額に満たない場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とする。

$$\text{入札書等比較調査基準価格} - \text{入札書等比較予定価格} \times 4/100 \\ = \text{失格基準（1万円未満切り上げ）}$$

3 総務課長は、落札候補者からの事情聴取、関係機関への照会等により低入札価格調査を行うものとし、必要に応じて工事担当課等の長の意見を聞くものとする。

- 4 落札候補者は、総務課長が指定する日までに別表に掲げる調査資料を提出しなければならない。

(落札決定)

第6条 総務課長は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該落札候補者を落札者と決定する。

- 2 総務課長は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値が最も高い者に次いで評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が入札書等比較調査基準価格を下回る入札者であった場合には、低入札価格調査を実施することとし、以後の手続きは落札候補者にかかる取り扱いを準用する。

附 則

この要領は令和7年6月11日から施行する。